

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第246号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和6年5月22日に精算した令和5年度の政務活動費のうち、立憲民主・無所属の会さいたま市議団の1万3,750円、公明党さいたま市議団の210円、日本共産党さいたま市議団の12万7,789円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反し違法に使用されたものです。そこで上記3会派に会派交付分として交付された政務活動費計14万1,749円（※2）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長は上記3会派に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1（1）立憲民主・無所属の会さいたま市議団は令和6年1月5日に「会派研修会 会場・備品使用料」として1万3,750円を埼玉県勤労者福祉センターときわ会館（以下「ときわ会館」という。）に支払い、会議研修費として政務活動費から支出した。（第1号証）
（2）ときわ会館はさいたま市役所に隣接しており、さいたま市の一部の部署も入居している。立憲民主・無所属の会さいたま市議団の会派研修会は会派控室または委員会室を借用して行えるものであり、政務活動費を使用して隣接するときわ会館を借りる必然性はない。
（3）したがって、立憲民主・無所属の会さいたま市議団がときわ会館を使用するために支出した1万3,750円の政務活動費は、使途運用指針3運用の基本指針（1）②政務活動の必要性があることに違反しており、その支出は違法である。（第2号証）
（4）よって、立憲民主・無所属の会さいたま市議団が令和5年度に会派研修会 会場・備品使用料として政務活動費から支出した1万3,750円は使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 2（1）公明党さいたま市議団は令和5年7月10日、●●●●議員（以下「X議員」という。）のさっぽろ駅（※3）～すすきの駅の地下鉄運賃210円を北海道視察交通費の調査研究費として政務活動費から支出した。（第3号証）

- (2) 当該北海道視察はX議員のほか●●●●●議員、●●●●●議員が参加して同年7月10～12日に行われ、羽田～札幌の航空券代、JR券代、宿泊代（札幌・苫小牧）として6万3千9,470円が支出されたほか、参加各議員の自宅から羽田空港までの往復交通費も会派支給分から支出されている。しかし、さっぽろ駅（※3）～すすきの駅の地下鉄運賃を支出したのはX議員の分だけである。
- (3) したがって、公明党さいたま市議団が北海道視察に参加した3人の議員のうちX議員だけのさっぽろ駅（※3）～すすきの駅の地下鉄運賃として支出した210円は、使途運用指針3運用の基本指針（1）政務活動費支出の原則では「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。」「支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」に違反しており、その支出は違法である。（第2号証）
- (4) よって、公明党さいたま市議団が令和5年度にX議員のさっぽろ駅（※3）～すすきの駅の地下鉄運賃として政務活動費から支出した210円は使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 3 (1) 日本共産党さいたま市議団は、令和5年度上半期に毎月、日本共産党中央委員会が発行する『日刊しんぶん赤旗』2部と日本共産党埼玉県委員会が発行する『新埼玉新聞』2部の購入に、政務活動費から資料購入費として3万6,470円を支出した。（第4号証）
- (2) また日本共産党さいたま市議団は、令和5年度下半期に毎月、日本共産党中央委員会が発行する『日刊しんぶん赤旗』2部と日本共産党埼玉県委員会が発行する『新埼玉新聞』2部の購入に、政務活動費から資料購入費として4万3,764円を支出した。（第5号証）
- (3) これら日本共産党の出版物を日本共産党さいたま市議団の控室に資料として置くのであれば各1部で足りるはずであり、複数の購入は必要がない。
- (4) したがって、日本共産党さいたま市議団による政務活動費を使用した共産党機関紙・誌の複数購入は、使途運用指針5使途に関する指針（6）資料購入費⑤政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り（※4）、必要最低限の部数を購入することができるに違反する。（第6号証）
- (5) よって、日本共産党さいたま市議団が令和5年度に政務活動費から支出した『日刊しんぶん赤旗』と『新埼玉新聞』の購読料のうち、各1部分の4万117円は使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 4 (1) 日本共産党さいたま市議団は令和5年11月6日、●●●議員（以下「Y議員」という。）の「全国のつどいin京都宿泊費」としてじゃらんnetで予約したハートンホテル京都の10月8日1泊分の宿泊代金1万4,400円を調査研究費として政務活動費から支出した。（第7号証）
- (2) じゃらんnetによれば令和5年10月8日と同じく日曜のハートンホテル京都の宿泊代金は、素泊まりが9,000円～1万3,000円、朝食付が1万650円～1万4,650円であり、それぞれ10%のポイントが付与される。（第8号証）
- (3) 使途運用指針5会議研修費の考え方・取扱い②に「なお、飲食代については、如何なる理

由があっても、政務活動費からは支出できない。」とあり、ハートンホテル京都には素泊まりプランがあるにもかかわらず、政務活動費を朝食付きプランに支出したのは、これに違反した違法な支出である。（第9号証）

(4) 使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑩には「支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」と規定されており、じゃらんnetを通じた1万4,400円の宿泊予約によって付与された10%のポイント分1,440円を差し引かず宿泊代金1万4,400円を政務活動費から支出したのは、これに違反した違法な支出である。（第10号証）

(5) よって、日本共産党さいたま市議団が令和5年度に政務活動費から支出したハートンホテル京都の10月8日1泊分の宿泊代金1万4,400円は使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

5 (1) 日本共産党さいたま市議団は令和5年11月27日、Y議員の「全国のつどいin京都交通費」としてビューカードで支払った10月7日の東京→京都の新幹線代1万4,170円と10月9日の京都→東京の新幹線代1万4,170円を調査研究費として政務活動費から支出した。（第11号証）

(2) また日本共産党さいたま市議団は令和5年11月27日、Y議員の「日本母親大会交通費」としてビューカードで支払った11月25日の東京→新山口的新幹線代2万2,060円と11月26日の新山口的→東京の新幹線代2万2,060円を調査研究費として政務活動費から支出した。（第12号証）

(3) さらに日本共産党さいたま市議団は令和6年3月4日、Y議員の「地方議会議員政策セミナー交通費」としてビューカードでモバイルSuicaにチャージした1月30日の浦和～御茶ノ水の往復交通費812円を調査研究費として政務活動費から支出した。（第13号証）

(4) ビューカードで新幹線などJRの切符を予約・購入すると0.5～8%のポイントが付与され、ビューカードでモバイルSuicaにチャージすると1.5%のポイントが付与される。（第14号証）

(5) 使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑩には、「支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」と規定されており、ビューカードを使った新幹線予約やモバイルSuicaにチャージしたことによって付与されたポイント分を差し引かずに交通費7万3,272円を政務活動費から支出したのは、これに違反した違法な支出である。（第10号証）

(6) よって、日本共産党さいたま市議団が令和5年度に政務活動費から支出したY議員の「全国のつどいin京都交通費」「日本母親大会交通費」「地方議会議員政策セミナー交通費」のうち7万3,272円は使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「12万7,849円」と表記されているが、「12万7,789円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「14万1,809円」と表記されているが、「14万1,749円」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「札幌駅」と表記されているが、「さっぽろ駅」の誤りであると解した。
- ※4 請求書上、「調査研究の必要がある場合に限り」と表記されているが、「調査研究のために必要がある場合に限り」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書（第1号証～第14号証）は省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度に立憲民主・無所属の会さいたま市議団に交付された政務活動費のうち会議研修費として計上された1万3,750円、公明党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち調査研究費として計上された210円、日本共産党さいたま市議団に交付された政務活動費のうち資料購入費として計上された4万117円及び調査研究費として計上された8万7,672円がそれぞれ違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）が各会派に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査

監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、

「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」及び「交通費等旅費について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

(ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

(イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。

(ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）

(エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書

等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

- イ 交通費等旅費について（調査研究費・要請陳情活動費・広報広聴活動費・会議研修費での計上を想定）

- (ア) 交通手段及び交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃等）については、合理性及び経済性を考慮する。

- (イ) 旅費の計上に当たっては、「さいたま市職員等の旅費に関する条例」「同施行規則」に準じる。ただし、日当の計上はできない。

なお、政務活動のための視察等を取りやめた場合に発生する旅費等のキャンセル料については、その理由がやむを得ない場合（急病、葬祭等）には計上することができる。

- (ウ) 国内での交通費は、公共交通機関の利用を基本とした実費に充てることになる。また、宿泊費等は1泊1万6,500円を上限とした実費に充てることになる。
- (エ) 政務活動のための視察、要請陳情活動を行った場合や、会議の開催、研修会等に参加した場合は、目的等が分かるような「政務活動記録票」（参考様式第4号）や概要、成果等を記載した成果書等（以下「成果書等」という。）を、作成、保管する。

なお、会派交付分からの計上の場合に限り、会派の所属議員が同じ会議や研修会等に出席する場合には、各々の交通手段が異なる場合でも成果書等に一括して記載することができる。

- (オ) タクシー料金は、政務活動を行う上で必要がある場合に限り、計上することができる。タクシーを使用する場合には以下の点に注意する。

○ 市内での利用は、原則認められない。

ただし、『特別な理由がある場合』に限り利用することができる。

※特別な理由：天災、病気、けが、障害、妊娠中など

○ 市外では『合理的な理由がある場合』に限り利用することができる。

※合理的な理由：他の交通機関が利用できなかつたり、移動時間や経費等において第三者に説明できる理由がある。

なお、タクシーを利用した場合には、目的、行き先、利用区間、公共交通機関を利用しなかった理由等を、成果書等又は領収書を貼付した「領収書等貼付用紙」の「余白」に明記する。

- (カ) 交通費の支払いの際にSuica等の電子マネーカードを使用した場合、実費弁償の原則から、使用した分（運賃利用分）のみ計上することとし、チャージした入金総額を計上することはできない。
- (キ) 交通費の支払いの際にSuica等の電子マネーカードを使用した場合、Suica等の利用明細書の発行を受けなければならない。また、行き先及び目的等の内訳を記載しなければならない。

なお、カード利用等で領収書が発行されない場合には、支出したことが分かる書類として、カード利用明細書の写し及び引き落としの事実が分かる通帳の写し等を添付する。また、成果書等に行き先及び目的等の内訳を記載する必要がある。

- (ク) 政務活動のために自家用車を利用した場合、ガソリン代、有料道路通行料、駐車料金等移動により生じた経費を計上することができる。

ただし、自家用車を政務活動以外でも使用している場合は、走行距離等に基づいてガソリン代等を按分する。

注：車検代、自家用車に係る保険料、自動車税等、自家用車の維持管理や自動車の取得又はリースに要する費用は計上できない。

- (ケ) ETCを利用した場合は、利用区間分の料金（実費分）のみ計上することができる。その場合には支出したことが分かる書類として、利用明細書の写し及び引落としの事実が

分かる通帳の写し等を添付する。

(コ) 本会議、委員会、全員協議会等の開催に伴う経費については、計上することはできない。

また、議員派遣等の議会活動に関わる経費についても、計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 調査研究費

| | |
|-------------|--|
| 内 容 | 調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究の委託に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 交通費（鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等）、レンタカー利用料金、バス等借上料、宿泊費、外部団体への調査委託費、資料作成費 |
| 考え方・ 取扱い | <p>① 調査研究に係る交通費及び宿泊費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 会派が、政務活動費で雇用する政務活動の補助業務に専ら従事する職員（以下「政務活動員」という。）の視察経費については、政務活動費で計上することができる。（単独行動を除く。）</p> <p>③ 観光、レクリエーション等に係る経費は、計上できない。</p> <p>④ 調査研究を行う場合は、成果書等に調査研究の目的、視察の行程、成果等を記録作成し、保管する。また、国外で調査研究を行う場合は、「さいたま市議会議員派遣要綱」に準じ、渡航先、調査研究のテーマ、視察の行程、経費等を記載した「実施計画書」を作成し、議長に提出する。</p> <p>⑤ 視察を実施した場合、実績報告（規則様式第16号）において、視察場所、期間、調査事項、人数を明らかにする。ただし、別紙において記載することも可能とする。</p> <p>⑥ 政務活動費による視察の前後又は途中で他の活動の行程が入る場合には、視察の行程を政務活動とそれ以外の活動に区分し、政務活動に該当する部分についてのみ計上することができる。</p> <p>⑦ 調査研究に必要な資料や報告書等の作成に係る経費（印刷製本費、用紙購入費、コピー料金等）は、計上することができる。 ただし、報告書等の内容に、政務活動に係る部分と議員個人の活動（政党活動等政務活動以外）の部分が混在する場合は、掲載面積の割合等で費用を按分する。</p> <p>⑧ 各種調査を委託により行う場合には、具体的な業務内容を記載した委託契約書等の関係書類を作成し保管する。また、実績報告（規則様式第16号）において、調査内容及び結果を明らかにする。ただし、別紙において記載することも可能とする。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>⑨ 資料や報告書等の作成を委託した場合は、領収書のただし書に作成したものの名称と作成部数を記入してもらおう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称と作成部数を記載し、請求書や納品書又は、内容が分かるものを保管しておく。</p> <p>なお、成果物も保管しておく。</p> |
|--|---|

イ 会議研修費

| | |
|-------------|---|
| 内 容 | 調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等の実施及び参加に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 会場使用料、機材借上料、講師謝礼金、資料作成費、研修会・講演会・意見交換会参加費（入場料、受講料、テキスト代、交通費等） |
| 考え方・ 取扱い | <p>① 会議・研修会等に係る交通費及び宿泊費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 会議・研修会等の主目的が政務活動に資するものである場合は、必要となる経費を計上することができる。</p> <p>なお、飲食代については、如何なる理由があっても、政務活動費からは計上できない。</p> <p>③ 飲食を主目的とする会議・研修会、会派や議員間で行う私的な懇談会や親睦目的の会合等に要する経費は、計上できない。</p> <p>④ 各種団体等の会費については、その団体の実態や活動内容が政務活動に資するものであれば計上することができる。</p> <p>一方、一般の地域住民として又は経営者としてなど個人的な資格で加入している団体（自治会、PTA、商工会等）の会費については、計上できない。</p> <p>⑤ 大学・セミナー・専門学校等の学費・受講料については、政務活動に内容や成果を反映する目的がある場合には、受講に係る費用を計上することができる。</p> <p>受講・参加する場合には、事前に議長に対し受講計画等（講義等の概要、期間、必要経費等が分かるもの）を提出し、終了後には、受講の事実が分かる書類（講義資料や受講票の写し等）を作成し、議長に対し結果を報告する。</p> <p>なお、自己研鑽が目的の場合は計上することができない。</p> <p>⑥ 会議・研修会等で使用する資料等の作成を委託した場合は、領収書のただし書に作成したものの名称と作成部数を記入してもらおう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書又は、内容が分かるものを保管しておく。</p> <p>また、成果物を保管しておく。</p> |

| | |
|--|--|
| | ⑦ さいたま市議会における議員連盟の会費については、解散時に返金されるため政務活動費で計上できない。 |
|--|--|

ウ 資料購入費

| | |
|-------------|--|
| 内 容 | 政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等 |
| 考え方・ 取扱い | <p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について 参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p> |
|--|---|

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調

査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

第246号1 立憲民主・無所属の会さいたま市議団の会議研修費に係る支出については、会派への調査において、「請求人が主張する、会派研修会の会場・備品使用料として1万3,750円をときわ会館に支払い、会議研修費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、会派控室または委員会室を借用せずに、ときわ会館を利用した理由としては、「市内在住者や各種団体等からの当初予算・政策要望等を基に、次年度の会派の政策や基本計画の一致を図ることや、2月定例会で行われる市長施政方針演説や新年度予算への会派としての基本計画を検討すること、更に年度内に行った会派及び会派所属議員の議会質問を検証し、政策の進捗を確認するためにも会派研修会を行う必要があった。このように当該研修会においては、個人情報や予算要望を取り扱うこととなり、情報が漏えいしないことを考慮し、外部の会議室で実施する必要があった。」との回答を受けている。

請求人の使途運用指針3運用の基本指針(1)「②政務活動の必要性があること。」に違反しているとの主張については、会派からの回答を踏まえると、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

第246号2 公明党さいたま市議団の調査研究費に係る支出については、会派への調査において、「請求人が主張する、X議員が令和5年7月10日に支出したさっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃210円を北海道視察交通費の調査研究費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、さっぽろ駅すすきの駅間の運賃210円を政務活動費から支出した理由については、「視察先がすすきの駅周辺にあり、さっぽろ駅すすきの駅間は、視察先に向かうための経路の一部であるため。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「使途運用指針3運用の基本指針(1)政務活動費支出の原則である「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。」「支出についての説明ができるよう書類等が整備されている。」ことに違反している」との主張については、議会局において、公明党さい

たま市議団が視察後に作成した事業成果書にて、視察先、視察の内容や目的、行程等を改めて確認し、使途運用指針に基づいた支出であることを確認しており、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

第246号3 日本共産党さいたま市議団の資料購入費に係る支出については、会派への調査において、「請求人が主張する、令和5年度に『日刊しんぶん赤旗及び新埼玉新聞』を毎月、各2部購入した費用を政務活動費として支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、各2部購入している理由としては、「会派控室において、複数の相談を同時に受けることも多く、議員全員分を揃えておくことが望ましいところであるが、必要最小限の部数として2部購入している。」との回答を受けている。

請求人の「使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費「⑤政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反する」との主張についてであるが、ここでいう必要最低限の部数とは、合理的な理由が認められる部数の購入は許容されると解されるものであり、2部の購入をもって、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

第246号4 日本共産党さいたま市議団の調査研究費のうち、京都宿泊費に係る支出については、会派への調査において、「請求人が主張する、日本共産党さいたま市議団は、令和5年11月6日、Y議員の「全国のつどいin京都宿泊費」として、じゃらんnetで予約したハートンホテル京都の10月8日1泊分の宿泊代金1万4,400円を調査研究費として政務活動費から支出したことについては、事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人の「使途運用指針5(5)会議研修費の考え方・取扱い②に「なお、飲食代については、如何なる理由があっても、政務活動費からは支出できない。」とあり、ハートンホテル京都には素泊まりプランがあるにもかかわらず、政務活動費を朝食付きプランに支出したのは、これに違反している。」との主張については、請求人が主張する当該使途運用指針の記載内容は、会議研修費に限った取扱いであり、本件の調査研究費に係る支出に適用されるものではない。

また、全ての支出項目において、交通費及び宿泊費については「共通事項」を参照することとなっており、使途運用指針4(2)交通費等旅費についての②において「旅費の計上に当たっては、「さいたま市職員等の旅費に関する条例」「同施行規則」に準じます。」とある。

したがって、本件の支出は、当該条例及び施行規則に準ずることとなり、この場合において、1泊に朝食付きプランを選択することは、支出している内容、金額等についても、当該条例及び施行規則に準じて支払いがなされていることを確認している。

これらのことから、本件は、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

続いて、当該宿泊費の支出に当たり、付与されたポイントについては、日本共産党さいたま市議団より、「付与されたポイント分については、近日、返還する予定である。」との回答、申出を受けている。

なお、請求人が主張する、使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑩の規定については、ポイントカードや会員カード等によるポイントの付与に関する記載であるため、本件のよ

うな、ポイントカードや会員カード等の提示によらずに付与されたポイントについては、これを差し引かなかったことをもって、一概に使用運用指針に違反しているとはいえないと考えている。

第246号5 日本共産党さいたま市議団の調査研究費の内、京都宿泊費に係るビューカードによる新幹線代等の支出については、日本共産党さいたま市議団より、「付与されたポイント分については、近日、返還する予定である。」との回答、申出を受けている。

本件については、先ほどと同様の説明となるが、請求人が主張する、使用運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑪の規定については、ポイントカードや会員カード等によるポイントの付与に関する記載であるため、本件のような、ポイントカードや会員カード等の提示によらずに付与されたポイントについては、これを差し引かなかったことをもって、一概に使用運用指針に違反しているとはいえないと考えている。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使用運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使用運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

立憲民主・無所属の会さいたま市議団が会派として支給した研修会の会場費について、なぜ自分たちの会派控室で行わずに外部の部屋を借りたのか、理由として個人情報の漏えいを防ぐため外部で行ったとのことだが、普通は逆ではないか。外部で行うと個人情報が漏えいする可能性があるため、自分たちの部屋で行う。これが普通であると思う。

個人情報の漏えいを防ぐために外部で行うというのは全く矛盾している。外部にわざわざ資料を持っていく。自分の部屋であれば資料を持ち出さなくて済むので、これについては全然理由になっていない。

公明党さいたま市議団でX議員が、さっぽろ駅からすすきの駅まで視察先に向かうための地下鉄代だという説明があった。この視察は確か公明党さいたま市議団4人で行っており、うち1人だけ片道分を支出している。

正規の視察先に行くために移動する交通費であれば、なぜ他の議員の分はないのか。そしてなぜ帰りの分はないのか、これは非常におかしな説明だと思う。

日本共産党さいたま市議団については、赤旗と新埼玉を2部ずつ購入している件について、会派の控室で相談を受ける際に必要だということだが、赤旗を見ながら相談するという。同時に2ヶ所で相談を受けるのか。赤旗二部、または新埼玉二部が必要という理由になってないと思う。

5 本件日本共産党さいたま市議団における調査研究費の一部返納等について

本件日本共産党さいたま市議団の調査研究費8万7,672円の一部である、京都宿泊費、東京駅京都駅間の往復、東京駅新山口駅間の往復及び浦和駅御茶ノ水駅間の往復に要した金額のうち、ポイント相当額1,954円について、令和7年6月9日に日本共産党さいたま市議団から市長へ返納された。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度に政務活動費のうち立憲民主・無所属の会さいたま市議団に交付した1万3,750円、公明党さいたま市議団に交付した210円、日本共産党さいたま市議団に交付した12万7,789円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、14万1,749円をさいたま市に返還するよう、市長は上記3会派に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

まず、立憲民主・無所属の会さいたま市議団については、会議研修費として、ときわ会館に支出した経費は、ときわ会館はさいたま市役所に隣接しており、立憲民主・無所属の会さいたま市議団の会派研修会は会派控室または委員会室を借用して行えるものであり、政務活動費を使用して隣接するときわ会館を借りる必然性はなく、会派研修会として支出した会議研修費は使途運用指針の違反であると主張している。

次に、公明党さいたま市議団については、調査研究費として、羽田札幌間の航空券代、JR券代、宿泊代（札幌・苫小牧）を支出したほか、参加各議員の自宅から羽田空港までの往復交通費も会派支給分から支出されているが、さっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃を支出したのはX議員の分だけである。使途運用指針3運用の基本指針（1）政務活動費支出の原則である「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。」、「支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」に違反し、X議員だけさっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃として支出した210円は、使途運用指針の違反であると主張している。

次に、日本共産党さいたま市議団については、令和5年度上半期、下半期に毎月、日本共産党中央委員会が発行する『日刊しんぶん赤旗』2部と日本共産党埼玉県委員会が発行する『新埼玉新聞』2部を購入しているが、日本共産党の出版物を日本共産党さいたま市議団の控室に資料として置くのであれば各1部で足りるはずであり、複数の購入は必要なく、使途運用指針5使途に関する指針（6）資料購入費⑤「政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反しており、使途運用指針の違反であると主張している。

また、Y議員の「全国のつどいin京都宿泊費」としてじゃらんnetで予約したハートンホテル京都の1泊分の宿泊代金1万4,400円を調査研究費として政務活動費から支出しているが、じゃらんnetによれば同じく日曜のハートンホテル京都の宿泊代金は、素泊まりが9,000円から1万3,000円、朝食付が1万650円から1万4,650円であり、それぞれ10%のポイントが

付与される。

使途運用指針5会議研修費の考え方・取扱い②に「なお、飲食代については、如何なる理由があっても、政務活動費からは支出できない」とあり、ハートンホテル京都には素泊まりプランがあるにもかかわらず、政務活動費を朝食付きプランに支出したのは、これに違反した違法な支出であり、使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑩には「支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」の規定に反しており、宿泊予約によって付与された10%ポイント分1,440円を差し引かず宿泊代金1万4,400円を政務活動費から支出したのは、使途運用指針に違反した違法な支出であると主張している。

さらに、調査研究費としてY議員の「全国のつどいin京都交通費」としてビューカードで支払った東京駅京都駅間の往復新幹線代2万8,340円、「日本母親大会交通費」としてビューカードで支払った東京駅新山口駅間の往復新幹線代4万4,120円、「地方議会議員政策セミナー交通費」としてビューカードでモバイルSuicaにチャージした浦和駅御茶ノ水駅間の往復交通費812円については、ビューカードで新幹線などJRの切符を予約・購入すると0.5~8%のポイントが付与され、ビューカードでモバイルSuicaにチャージすると1.5%のポイントが付与されるにもかかわらず、ポイントを差し引かず交通費を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑩には、「支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」に反しており、ビューカードを使った新幹線予約やモバイルSuicaにチャージしたことによって付与されたポイント分を差し引かず交通費を政務活動費から支出したのは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決)、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決)とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に

該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

最初に、立憲民主・無所属の会さいたま市議団については、会議研修費として、ときわ会館に支出した経費は、ときわ会館はさいたま市役所に隣接しており、立憲民主・無所属の会さいたま市議団の会派研修会は会派控室または委員会室を借用して行えるものであり、政務活動費を使用して隣接するときわ会館を借りる必然性はなく、会派研修会として支出した会議研修費は使途運用指針の違反であると主張していることに対し、関係職員は、会派控室または委員会室を借用せずに、ときわ会館を利用した理由としては、「市内在住者や各種団体等からの当初予算・政策要望等を基に、次年度の会派の政策や基本計画の一致を図ることや、2月定例会で行われる市長施政方針演説や新年度予算への会派としての基本計画を検討すること、更に年度内に行った会派及び会派所属議員の議会質問を検証し、政策の進捗を確認するためにも会派研修会を行う必要があった。このように当該研修会においては、個人情報や予算要望を取り扱うこととなり、情報が漏えいしないことを考慮し、外部の会議室で実施する必要があった。」との回答を受けているとしている。

本件は、立憲民主・無所属の会さいたま市議団が、次年度の会派の政策や基本計画の一致を図ることや、2月定例会で行われる市長施政方針演説や新年度予算への会派としての基本計画を検討することなどのために会議室を借用したものであり、会議内容から推測すると政務活動である以上、請求人が主張する政務活動の必要性があることに違反しているには当たらず、また、使途運用指針においても外部の会議室の借用を禁じていないことから、使途運用指針に違反しているとはいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているものとはいえないものと解する。

次に、公明党さいたま市議団については、調査研究費として、羽田札幌間の航空券代、JR券代、宿泊代（札幌・苫小牧）を支出したほか、参加各議員の自宅から羽田空港までの往復交通費も会派支給分から支出されているが、さっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃を支出したのはX議員の分だけである。

使途運用指針3運用の基本指針（1）政務活動費支出の原則である「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。」、「支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」に違反し、X議員だけさっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃として支出した210円は、使途運用指針の違反であると主張に対し、関係職員は、さっぽろ駅すすきの駅間の運賃210円を政務活動費から支出した理由については、「視察先がすすきの駅周辺にあり、さっぽろ駅すすきの駅間は、視察先に向かうための経路の一部であるため。」との回答を得ており、請求人の使途運用指針3運用の基本指針（1）政務活動費支出の原則である「政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。」、「支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。」に違反しているとの主張について

ては、議会局において、公明党さいたま市議団が視察後に作成した事業成果書にて、視察先、視察の内容や目的、行程等を改めて確認し、使途運用指針に基づいた支出であることを確認している。

本件は、事業成果書に記載されている視察先、行程等から視察会場の最寄駅がすすきの駅であることが確認されており、支出についての説明ができるよう書類等も整備していることから、X議員だけがさっぽろ駅すすきの駅間の地下鉄運賃210円を支出していることだけをもって、使途運用指針に違反しているとははいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているものとはいえないものと解する。

次に、日本共産党さいたま市議団については、請求人が使途運用指針に違反していると主張する、じゃらんnetで予約したハートンホテル京都の宿泊費、新幹線代及びビューカードでモバイルSuicaにチャージしたポイント相当分は「第4 事実」「5 本件調査研究費の一部返納等について」のとおり、日本共産党さいたま市議団から市長へ返納されており、その部分については監査を行う必要がなくなったと解する。よって、資料購入費4万117円及び調査研究費のうち京都宿泊費1万4,400円について、使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

1点目として、令和5年度上半期、下半期に毎月、日本共産党中央委員会が発行する『日刊しんぶん赤旗』2部と日本共産党埼玉県委員会が発行する『新埼玉新聞』2部を購入しているが、日本共産党の出版物を日本共産党さいたま市議団の控室に資料として置くのであれば各1部で足りるはずであり、複数の購入は必要なく、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費⑤「政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反しており、使途運用指針の違反であると主張していることに対し、関係職員は、日本共産党さいたま市議団の資料購入費に係る支出については、会派への調査において、各2部購入している理由としては、「会派控室において、複数の相談を同時に受けることも多く、議員全員分を揃えておくことが望ましいところであるが、必要最小限の部数として2部購入している。」との回答を得ており、また、請求人の使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費⑤「政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」に違反するとの主張については、ここでいう必要最低限の部数とは、合理的な理由が認められる部数の購入は許容されるとしている。

本件は、2部購入している理由として、会派控室において、複数の相談を同時に受けることも多く、議員全員分を揃えておくことが望ましいところであるが、必要最小限の部数として2部購入しているとのことであり、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費⑤「政党が発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最低限の部数を購入することができる。」ことから、市民相談に対応するために使用するといった一定の合理性があり、使途運用指針に違反しているとははいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているものとはいえないものと解する。

2点目として、「全国のつどいin京都宿泊費」としてじゃらんnetで予約したハートンホテル京都の1泊分の宿泊代金1万4,400円を調査研究費として政務活動費から支出しているが、じゃ

らんnetによれば同じく日曜のハートンホテル京都の宿泊代金は、素泊まりが9,000円から1万3,000円、朝食付が1万650円から1万4,650円である。

使途運用指針5会議研修費の考え方・取扱い②に「なお、飲食代については、如何なる理由があっても、政務活動費からは支出できない。」とあり、ハートンホテル京都には素泊まりプランがあるにもかかわらず、政務活動費を朝食付きプランに支出したのは、使途運用指針に違反した違法な支出であるとの主張に対し、関係職員は、請求人が主張する当該指針の記載内容は、会議研修費に限った取扱いであり、本件の調査研究費に係る支出に適用されるものではなく、また、全ての支出項目において、交通費及び宿泊費については「共通事項」を参照することとなっており、使途運用指針(2)交通費等旅費について②において「旅費の計上に当たっては、「さいたま市職員等の旅費に関する条例」「同施行規則」に準じます。」とあるとおり、本件の支出は、当該条例及び施行規則に準ずることとなり、この場合において、1泊に朝食付きプランを選択することは、支出している内容、金額等についても、当該条例及び施行規則に準じて支払いがなされていることを確認している。

本件は、政務活動費を朝食付きプランに支出したことに対して、関係職員の陳述のとおり、使途運用指針(2)交通費等旅費について②において「旅費の計上に当たっては、「さいたま市職員等の旅費に関する条例」「同施行規則」に準じます。」とされており、宿泊料には、朝食相当額、夕食相当額、室料相当額が含まれていることから、1泊朝食付きプランを選択し、支出していることについては、使途運用指針に違反しているものとはいえないものと解する。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているものとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度に立憲民主・無所属の会さいたま市議団に交付した1万3,750円、公明党さいたま市議団に交付した210円、日本共産党さいたま市議団に交付した資料購入費4万117円及び調査研究費のうち京都宿泊費1万4,400円については違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長が立憲民主・無所属の会さいたま市議団、公明党さいたま市議団、日本共産党さいたま市議団に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

なお、日本共産党さいたま市議団の調査研究費のうち、じゃらんnetで予約したハートンホテル京都の宿泊費、新幹線代及びビューカードでモバイルSuicaにチャージしたポイント相当分は「第4 事実」「5 本件調査研究費の一部返納等について」のとおり、日本共産党さいたま市議団から市長へ返納されている。

ただし、平成27年4月8日大阪地裁では、「ポイント取得によって、市に何らかの損害が生じたということとはできないから、仮に本件相手方らに何らかの経済的利益が帰属していたとしても、不当利得の成立は認められない。」との判例も存在することから、前述に記載した関係職員からの陳述のとおり、本件のような、ポイントカードや会員カード等の提示によらずに付与されたポイントについては、これを差し引かなかったことをもって、一概に使途運用指針に違反しているものといえないものの、日本共産党さいたま市議団からの返納により、請求人の求める措置は必要なくなったものと認められる。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第247号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち35万7,940円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで35万7,940円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年上半期に「HP作成・維持管理費」15万7,300円（※2）を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）
また令和5年下半期には、「HP作成・維持管理費」20万640円を広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 2 X議員のHPのコンテンツには「ホーム」と「●●●●通信（以下「X通信」という。）」があるが、「X通信」のページには「X通信はありません。」と記載されているだけである。また「ホーム」のページには「KOMEITO 公明党 さいたま市議会議員 さいたま市北区選出 ●●●●」という文字と、本人の写真が3種類掲載されているだけで、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先すら掲載されていない。（第3号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望（※3）、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と定めている。（第4号証）
- 4 したがって、コンテンツが所属・氏名・本人写真のみのX議員のHPは、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報

広聴活動費として支出したHP作成・維持管理費35万7,940円(※1)をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※1 請求書上、「35万7,500円」と表記されているが、「35万7,940円」の誤りであると解した。

※2 請求書上、「15万6,860円」と表記されているが、「15万7,300円」の誤りであると解した。

※3 請求書上、「市民に周知する広報活動及び市民からの要望」と表記されているが、「市民に周知する広報活動並びに市民からの要望」の誤りであると解した。

別紙 事実証明書(第1号証～第4号証)は、省略
追加の証拠(令和7年5月20日提出)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された35万7,940円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長(以下「市長」という。)がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出があった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各用途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 用途に関する指針（用途運用指針「5 用途に関する指針」）

ここでは、具体的な用途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費 |
|-----|--|

| | |
|---------------------|--|
| <p>主 な 計上例</p> | <p>広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金</p> |
| <p>考え方・ 取扱い</p> | <p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p><参考></p> <p>平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p> |
|--|---|

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

追加の証拠を提出しているが、なぜ住民監査請求を行ったのかというと、令和5年度の政務活動費において、X議員がホームページの作成費、または維持管理費35万7,940円を支出した。

しかし、事実証明書の第3号証を提出しているが、内容が全然ない。例えば、X通信というコー

ナーがあるが、それを見ると「X通信はありません」と記載されていた。全く中身がないものに対して作成費、維持管理費というのは、広報広聴活動として認められないのではないかとその分の金額を返還するよう住民監査請求を行ったが、現段階において、X議員のホームページが更新され、これまでのチラシのバックナンバー過去数年分と現在のものが掲載されるようになった。

しかし、X通信第1号から26号までアップされているが、アップされた日付が2025年4月26日となっている。「X通信はありません」となっており、これはおかしいのではないかと住民監査請求を提出し、議長から議員全員に住民監査請求が提出された旨が通知され、その直後に慌てて令和5年度分も含めてすべてのチラシをアップした。現段階において、中身はあると言われても、それは令和7年になってからホームページを更新したためであり、令和5年度段階では中身がなかったというのを改めて補足説明させていただいた。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公

開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

議員への調査においては、「請求人の主張する金額を広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「ホームページは政務活動を目的にしたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けている。

続いて、ホームページに係る広報広聴活動費について、使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられているが、ホームページに掲載すべき項目や、更新の頻度等は規定されていないところである。

使途運用指針の規定や議員への調査の結果を踏まえると、一概に使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

4 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

ホームページの作成、維持管理費について、このホームページがきっかけで市民相談につながっているという説明があった。しかし、広報広聴機能であるにも関わらず、住所や電話番号、メールアドレスを一切記載していなかった。4月26日に更新してからは記載しているようだが、住民監査請求を提出した時点では、一切連絡先を記載していなかった。

これをきっかけに相談を受けるとのことだが、どうやって相談を受けるのか、役に立っていない

いのではないか。広報広聴機能の部分が果たされていないと思う。

更新頻度に関して、特に規定がないから構わないと言っていたが、令和5年度中に1回も更新がなければ、令和5年度の政務活動費を使うのはおかしいだろう。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された35万7,940円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、35万7,940円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に広報広聴活動費「HP作成・維持管理費」として支出しているが、X議員のHPコンテンツには「ホーム」と「X通信」があり、「X通信」のページには「X通信はありません。」と記載されているだけである。また、「ホーム」のページには「KOM E I T O 公明党 さいたま市議会議員 さいたま市北区選出 ●●●●」という文字と、本人の写真が3種類掲載されているだけで、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先すら掲載されていない。使途運用指針5使途に関する指針(3)広報広聴活動費では、その内容を「議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費」と規定し、考え方・取扱いを「③広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。」と規定されている。

よって、コンテンツが所属・氏名・本人写真のみのX議員のHPは、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っておらず、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使用制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使用制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使用においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使用における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使用運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使用として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員のHPは、市民に周知する広報活動も市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動も行っており、X議員のHP作成・維持管理に関する支出は使用運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「ホームページは政務活動を目的としたものであり、ホームページがきっかけで市民相談等につながっている。」との旨の回答を受けている。また、ホームページに係る広報広聴活動費についての使用運用指針の規定は、使用運用指針5使用に関する指針（3）広報広聴活動費③に記載されているとおり、ホームページの運営が、会派及び議員の議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む、政務活動を目的としていることが、政務活動費を計上するための要件として挙げられており、ホームページに掲載すべき項目や更新の頻度等は規定されていないとしている。

本件は、前述に記載したとおり、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」ことから、請求人が証拠書類として提出したホームページに関しての政務活動費としての支出の可否は、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は議員の判断に委ねられると考えられる。

ホームページが開設されている以上、市民への情報提供などを掲載することは、即座に行える状態であり、掲載時期や掲載項目については、各議員の裁量と考えられる。

また、上記関係職員からの陳述のとおり、使用運用指針では、ホームページに掲載すべき項目や更新の頻度等は規定されていない。

これらのことから、ホームページが開設されている以上、掲載時期や掲載項目をもって直ちに使用運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、使用運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された35万7,940円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その用途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての用途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、用途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から用途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その用途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあつては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第248号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち85万3,050円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで85万3,050円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に給与38万7,750円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は、令和5年度下半期に給与46万5,300円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
＜備考（※）＞
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料を支出しているものの、源泉徴収は支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与85万3,050円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された85万3,050円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作

権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみな

し、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全

額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

| | |
|-------------|--|
| 内 容 | 政務活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用 |
| 考え方・ 取扱い | ① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに |

| | |
|--|--|
| | <p>勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 （行政機関） 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会</p> |
|--|--|

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引き続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指

針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針（４）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第５ 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和５年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された８５万３，０５０円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、８５万３，０５０円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和５年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料は支出しているものの、源泉所得税を支出していないことは、所得税法第２０４条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成２１年１２月１７日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成２２年３月２３日第三小法廷判決）とされ、これ

らの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認している。

また、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された85万3,050円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第249号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち46万4,750円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで46万4,750円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に事務員報酬21万100円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に事務員報酬25万4,650円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>

法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。

（行政機関）

雇用保険…ハローワーク

労災保険…労働基準監督署

最低賃金…労働基準監督署

源泉徴収…税務署

個人情報の保護…個人情報保護委員会

と記載されている。（第3号証）

- 4 X議員は令和5年9月28日に労働保険料1,559円を支出しているが、源泉徴収は支出していない。（第1号証）
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した事務員報酬計46万4,750円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併

せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された46万4,750円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作権隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに

類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみな

して、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動

の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

| | |
|---------|--|
| 内 容 | 政務活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用 |
| 考え方・取扱い | ① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。 |

| | |
|--|--|
| | <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>（行政機関）</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p> |
|--|--|

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針(4)人件費の考え方・取扱

い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された46万4,750円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、46万4,750円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料は支出しているものの、源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、
「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したとしている。

また、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された46万4,750円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであ

り、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第250号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち36万9,732円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで36万9,732円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与16万4,000円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与20万5,732円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、労働保険料も源泉徴収も支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計36万9,732円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された36万9,732円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作

権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）

3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみな

し、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全

額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

| | |
|-------------|--|
| 内 容 | 政務活動を補助する職員の雇用に要する経費 |
| 主 な 計上例 | 給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用 |
| 考え方・ 取扱い | ① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに |

| | |
|--|--|
| | <p>勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 （行政機関） 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会</p> |
|--|--|

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、労働保険料や源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針(4)人件費の考

え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しており、政務活動費にて労働保険料を支出していない旨の措置請求があった議員については、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された36万9,732円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、36万9,732円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として支出した経費に、労働保険料及び源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これ

らの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は労働保険料、源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉所得税が発生している場合は、納税に係る書類、労働保険料を支出していない場合は、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したとしている。

また、使途運用指針5使途に関する指針(4)人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続き及び所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料、源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された36万9,732円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に

政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。